

郵便物やちらし、FAXなどで融資を勧誘する 悪質な事業者にはご注意ください！

【大阪府からの情報提供】

◆事例1

「現在、お金に困っていらっしゃる方、もしくは近い将来お金が必要な方、迷わず当社までご相談ください。きっとお役に立てると思います。」というちらしが入っていた。

◆事例2

「優良事業者向けの優遇金利にてご利用いただける、経営サポート資金の受付を開始しました。…(省略)…お申込期限、ご融資予算を設けた優遇金利商品となりますので、この機会にぜひご検討ください。」と書かれたFAXが届いた。



このような手口で、融資を受けさせようとする事業者の多くは金融庁に届出を行っていない無登録事業者（ヤミ金融事業者）と考えられます。すぐにお金が必要な場合や、困っている場合でも、記載されている事業者には絶対に連絡しないでください。

【ヤミ金融事業者に関する相談窓口】

- ・ [大阪府警察ホームページ「大阪市内の警察署一覧」のページ](#)
- ・ [大阪府警察ホームページ\(各種相談窓口のページ「悪質商法110番」\)](#)
- ・ [大阪府ホームページ\(商工労働部中小企業支援室金融課のページ「貸金業対策グループ」\)](#)

不安に思うようなことがあれば、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話
06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活 相談窓口
大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内
06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

メインキャラクター
エルちゃん

